

令和5年7月24日
開会 10時00分

○神谷議長

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は16人で、定足数に達しております。よって、令和5年第3回宗像地区事務組合議会臨時会は成立しましたので、ここに開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

なお、本臨時会におきましても、感染症予防対策として、マスクの着用、換気や手洗いなど、感染対策にご協力いただきますようお願いいたします。

これより日程に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議署名議員は、会議規則第85条の規定により、11番 石松和敏議員、12番 米山信議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3「諸報告及び提案概要説明」を行います。原崎組合長から、令和5年第3回臨時会招集にあたり、挨拶ならびに報告事項があれば、お受けいたします。原崎組合長。

○原崎組合長

皆様おはようございます。

本日令和5年第3回議会臨時会の開催に当たりまして、ご挨拶と提案説明を申し上げます。

皆様方におかれましては、お忙しい中、本臨時会にご出席を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が、感染法上の2類から5類に引下げられております。ご覧のとおり、本議会のパーテーションは撤去させていただいておりますけども、手洗いや消毒等の基本的な感染症対策へのご協力は、引き続きよろしくお願い申し上げます。

さて本日の臨時会では、2件の報告と4件の議案につきまして、ご審議をお願いするものでございます。

報告第1号は、令和4年度一般会計において、繰越明許費の繰越額を報告するものでございます。

報告第2号は、令和4年度水道事業会計において、建設改良費の繰越額を報告するものでございます。

第19号議案は、一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項に基づきまして専決処分を行いましたので、これを報告し承認をいただくものでございます。

第20号議案は、一般会計補正予算（第3号）について、し尿処理場撤去事業につきまして、令和7年度までの債務負担行為を定めるものでございます。

第21号議案は、予定価格2,000万円以上の高規格救急自動車及び積載資器材の購入契約に伴いまして、議会の議決を求めるものでございます。

第22号議案は、火災予防条例の一部を改正するものでございます。

以上、いずれも重要な案件でございますので、何とぞよろしくご審議いただきまして、議決を賜りますようお願い申し上げまして、ご挨拶並びに提案説明を終わります。

○神谷議長

以上で、原崎組合長の挨拶ならびに報告を終わります。

日程第4 報告第1号「令和4年度宗像地区事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

報告第1号を説明いたします。

議案書の右下に議案番号を付しておりますので、以下の議案説明の際も、そちらをご確認ください。

議案書の1ページをお開きください。

報告第1号 令和4年度宗像地区事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和4年度宗像地区事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。令和5年7月24日提出 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

それでは、内容につきまして説明いたします。1ページの2、繰越明許費繰越計算書をお開きください。

令和4年度に議決をいただきました繰越明許費につきまして、今回、繰越明許により繰り越した事業の財源内訳を示した計算書を作成し、ご報告申し上げるものでございます。

今回、2事業を繰越しております。2款総務費、1項総務管理費の公共施設等総合管理計画策定費につきましては、消防署所適正配置調査等の結果を反映させるために、事業を繰り越しております。なお、8月末までの策定を予定しております。

また、4款消防費 1項消防費の消防本部庁舎等更新事業費につきましては、令和4年度に取得した、福津消防署建設予定地の埋蔵文化財調査委託の事業を繰り越しております。現在、文化財調査を行っており、9月末までには完了する予定でございます。

以上で、令和4年度宗像地区事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

○神谷議長

本案は、報告事項でございますので、質疑のみ受けます。質疑ございませんか。

（なしの声）

○神谷議長

ないようですので、質疑を終結し、報告第1号を終わります。

日程第5 報告第2号「令和4年度宗像地区事務組合水道事業会計繰越計算書について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

報告第2号の説明をいたします。議案書の2ページをお開きください。

報告第2号 令和4年度宗像地区事務組合水道事業会計予算繰越計算書について

令和4年度水道事業に係る繰越計算書を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。令和5年7月24日 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

それでは、内容につきまして説明いたします。2ページの2、予算繰越計算書をお開きください。

資本的支出の一般改良費におきまして、4目浄水施設費で8,282万2,000円、6目配水施設費で592万8,000円を繰り越しいたしました。

浄水施設費につきましては、令和4年度、5年度の2か年計画で行っている多礼浄水場電気設備更新工事において、世界的な部品の供給不足から、機器製作に遅れが生じたものでございます。現時点で最終工期に変更はございません。

配水施設費につきましては、県道岡垣宗像線道路改良に伴う配水管布設替工事において、県発注工事の遅れにより、当組合が行う配水管移設を年度内に完了できなかつたものでございます。工事はすでに完了し、支払いも終えておるところでございます。

以上で、令和4年度宗像地区事務組合水道事業会計予算繰越計算書についての説明を終わります。

○神谷議長

本案は、報告事項でございますので、質疑のみ受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、質疑を終結し、報告第2号を終わります。

日程第6 第19号議案「専決処分の承認について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第19号議案をご説明いたします。議案書の19ページをお開きください。

第19号議案 専決処分の承認について

令和5年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第2号）について、令和5年6月16日付けで専決処分したので、報告し、承認を求める。令和5年7月24日提出 宗像地区事務組合組合長 原崎智仁

令和5年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めた。

提案理由でございます。指定寄附金を採納し、高規格救急自動車及び資器材の購入を行うため、令和5年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第2号）を定める必要が生じたが、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかつたことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

補正予算書の説明をいたします。議案書の次のページ、補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,399万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ25億2,110万8,000円とするものでございます。

次に、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書に沿って説明いたします。まず、歳入の説明を行います。8ページ、9ページをお開きください。

9款寄附金 1項寄附金 2目指定寄附金は、補正前の額0円に対し、3,399万9,000円を増額しています。

次に、歳出の説明に入ります。10ページ、11ページをお開きください。

4款消防費 1項消防費 1目常備消防費は、補正前の額21億2,913万円に対し、3,399万9,000円を増額し、21億6,312万9,000円としております。

これは、説明欄にあります通り、高規格救急自動車及び資器材の購入でございます。

それでは、専決の理由について、消防長から具体的に申し上げます。

○神谷議長

牧消防長。

○牧消防長

消防長の牧です。どうぞよろしくお願ひいたします。

このたび、宗像地区内の個人の方で、匿名を希望されている方から、高規格救急自動車を寄附したいとの申し入れがありました。何か地域に貢献できたらという思いで、高規格救急自動車と救急資器材を寄附される運びとなりました。

事情により、急ぎ6月中に金銭での寄附をしていただきました。

今回、そもそも車両そのもので寄附をお考えであった指定寄附金であることにも鑑み、さらに、その浄財を受け、少しでも早く新しい救急自動車を活用してほしいとの寄附者の意向もくみとりまして、専決予算を定め、車両及び資器材購入の仮契約をさせていただいたものでございます。

以上で、第19号議案令和5年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第2号）に係る専決処分の承認についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

（なしの声）

○神谷議長

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

（なしの声）

○神谷議長

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、第19号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第19号議案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第7 第20号議案「宗像地区事務組合一般会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第20号議案をご説明いたします。議案書の20ページをお開きください。

第20号議案 令和5年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第3号）について

令和5年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。令和5年7月24日 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

では、補正予算の説明をいたします。一般会計補正予算書（第3号）の1ページをご覧ください。債務負担行為の補正 第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。今回の補正は、歳入歳出予算総額の増減はなく、債務負担行為のみの補正でございます。2ページをご覧ください。第1表 債務負担行為補正です。

し尿処理場撤去事業について、13億3,701万7,000円を限度額とし、期間を令和7年度までとしています。これは宗像市曲の宗像浄化センターの解体工事に係るものでございます。

宗像浄化センターにつきましては、平成26年10月27日付で宗像市曲区と、平成27年11月13日付で、宗像市后曲区とそれぞれ締結した協定書により、令和6年3月末日をもって使用停止、令和6年3月末日以降の操業期間の再延長はなく、令和7年9月末日までに施設を撤去することとなっております。この協定に基づきまして、両市からのし尿の受入れにつきましては、令和5年11月末日をもって終了し、令和5年12月から3月末までは、機械設備を稼働しながら、残水処理を行うこととしております。

令和6年3月末の操業停止後、速やかに撤去工事に取りかかるため、令和5年度中に契約を締結する必要があることから、令和7年度までの債務負担行為を設定するものでございます。

なお、金額につきましては、令和3年度に行った解体工事に係る設計に、今年度時点修正をいたしまして算出しております。

詳細につきましては、豊福経営施設課長から説明をいたします。議員の皆様へ、参考資料を配付させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○神谷議長

許可しますので、配付をしてください。

○高山事務局長

また、本来でございましたら、設計業務が完了した時点で、議員の皆様に対しまして議員連絡会で報告すべきだったのではないかというご意見もあることは承知しております。

しかしながら、近年の資材単価や労務費の高騰により、工事発注までの間において工事費の変動が確実であったことから、報告することが出来ず、申し訳ございませんでした。

それでは、詳細につきましては、豊福経営施設課長から説明をいたします。

○神谷議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

経営施設課長の豊福です。よろしくお願ひいたします。

それでは、宗像浄化センター解体工事について、お配りしておりますA3横の資料に沿って、説明いたします。

まず、1の概要についてでございます。

本工事は、令和6年3月末をもって操業停止予定であります宗像浄化センター及び附帯施設を解体するものでございます。地元区との協定により、令和6年度末での操業停止、令和7年9月末までの施設の解体が既に決まっておりますので、そのスケジュールに合わせて、今後、事業を進めさせていただく予定でございます。

今回の工事につきましては、解体工事という性質上、明確な発注数量を提示することが困難であるため、設計から施工までを一括で発注する性能発注方式により工事を行う予定としています。

次に、2の経緯及び今後の予定についてでございます。宗像浄化センターは、昭和54年11月から供用を開始し、これまで両構成市のし尿の受入れ処理を行ってきました。本施設は、供用開始から

今年で 45 年が経過いたします。

これまでの簡単な経緯でございますが、平成 17 年 3 月に煙突を除く焼却設備の撤去工事を行いました。それまで、汚泥については自前で焼却処分をしておりましたが、平成 15 年度に建設された宗像清掃工場での汚泥の受け入れが可能となつたため、老朽化していた焼却施設を撤去しております。

平成 18 年 3 月には、石綿ばく露防止対策としまして、プロア一室・電気室・機械室のアスベスト撤去工事を行っております。令和 2 年 6 月に大気汚染防止法が改正され、令和 3 年度から、石綿飛散防止対策が段階的に強化されることとなりました。このため、令和 3 年度に実施した解体工事の設計業務において、アスベスト調査を実施し、令和 4 年 3 月に管理棟や沈殿槽等の外壁などに含まれていることを確認いたしました。また、令和 3 年度から 4 年度にかけて、地元区及び構成市との間で解体工事に関する協議を行い、事業の概要が整いましたので、令和 4 年 11 月に両構成市に対して、事業の概要が決定した旨の通知を行いました。令和 5 年 3 月には、令和 3 年度の解体工事に係る設計業務完了から、既に 1 年以上が経過し、予算要求、工事発注に向けた、単価の見直し等の作業が必要となりましたので、再見積り時点修正業務を発注し、本年 6 月に業務が完了し、工事金額が固まりました。

令和 6 年 3 月末の操業停止後、速やかに着工するために、令和 5 年度中に契約を締結する必要があることから、今回の臨時議会におきまして、債務負担行為の補正予算を計上させていただいている次第でございます。

今後の予定としましては、令和 5 年 11 月末をもって構成市からのし尿受け入れを終了し、令和 6 年 3 月末までの 4 か月間において、閉鎖に向けた各処理槽内の残渣処理を行います。令和 6 年度に入り、速やかに工事に着手し、令和 7 年 6 月末の工事完了を目指して、これから取り組んでいきたいと考えております。工事期間につきましては、準備期間を含めて、おおむね 20 か月を予定しております。

次に、3 の解体工事の範囲と工事費についてでございます。資料の左下の図と右上の表をご覧ください。

浄化センターにつきましては、基礎杭を含む構造物、植栽はすべて撤去し、改良土で埋め戻して更地にいたします。グラウンドにつきましては、解体後もグラウンドとしての機能を継続させますので、グラウンド内の既存トイレ、水栓は残す予定です。ただし、グランド内に設置している照明設備につきましては、老朽化により倒壊の恐れがあるため、撤去いたします。池については、堤体などの構造物も含めすべて撤去し、浄化センターの敷地高まで埋め戻しいたします。浄化センターの向かいにある桜公園につきましては、トイレ、パーゴラ（東屋）のみを撤去し、立ち入り禁止措置を行います。その他施設整備工事としましては、場外ポンプ施設から浄化センターの間の公道及び水路下に埋設されている、管の撤去及び陥没防止のための充填処理、池の埋め戻しに伴う道路側溝改修工事を行います。場内整備工事としましては、浄化センター及び池の外周に、管理用のために立ち入り禁止フェンスを設置し、解体後の維持管理費を軽減するため、浄化センター、グラウンド及び池の外周の法面に、草が生えないよう張コンクリートを施工いたします。

続きまして、3 の解体工事費についてですが、直接工事費ベースで申し上げますと、アスベスト処理、ダイオキシン処理を含めた浄化センターの解体工事費としまして 6 億 1,100 万円、グラウンド解体工事費用としまして約 123 万円、池の解体及び埋め戻し工事として約 2 億 6,100 万円、桜公園解体工事としまして約 155 万円、その他施設解体工事としまして約 5,200 万円、場内整備工事としまして約 4,700 万円、諸経費を含めた総工事費としまして 13 億 680 万円を解体工事費として算出しております。

また、今回の工事におきましては、アスベスト対策やダイオキシン対策等の法令に基づいた、適切な管理が必要となりますので、工事施工管理については、業務委託を予定しております、委託料として、3,021 万 7,000 円を計上しております。

概要説明につきましては、以上となります。

○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。米山議員。

○米山議員

この件についてはですね、平成 22 年度だと思いますが、地元曲区とこの組合が、し尿処理場の環境について非常に揉めたときに、裁判まで起こして、和解して 22 年に閉鎖するというような結果が出ておりまして。ちょうどそのときに、福津市はまだこれから下水道にかかるということで、向こう 20 年間使用延長が必要だと、さんざんお願ひには行ったんですが、宗像の方はもう前処理施設に行くから、この施設は使わなくていいということで、両市の間で非常に混沌として揉めたような経緯があります。そのときに決着の仕方として、福津市のこの工事費に対する負担分と、宗像市のこの工事費に対する負担分を、恐らく平成 22 年度投入割ではなかったろうかと思うんですが、それで決めて決着をつけた経緯がありますが、その割合はどのぐらいになってるか教えてください。

○神谷議長

高山事務局長。

○高山事務局長

負担割合でございますが、宗像市が 26%、福津市が 74% となっております。

○神谷議長

米山議員。

○米山議員

負担割合の処理の仕方ですね、組合債も発行しているようですが、組合の起債も含めて、どういうふうな処理の仕方を具体的にやっていくのか。全部合算して何%と何%、起債の償還も含めてやっていくのかどうか、その辺のところを詳しく教えていただきたい。

○神谷議長

高山事務局長。

○高山事務局長

今回の工事につきましては、均等割と投入割ということで、均等割が 3 割、投入割が 7 割、先ほど議員が言われておりますように、平成 22 年度の構成市からの投入割合に準じて負担することになっているということでございます。今の設計段階で、今回 13 億円を全体工事費として計上しておるところでございますので、先ほど申し上げた、負担割合に基づいて両市が負担することになるかと思います。

○神谷議長

他にございませんか。上野議員。

○上野議員

今、歴史的な経緯の話もありましたけども、私は今 2 期目でですね、1 期目のときに前処理施設を建設するにあたって、その解体費も含めての説明が、平成 30 年のときにご報告があった記憶があって、前処理施設の方式の話のほうが中心ではあったんですけど、そのときに、恐らく解体費用の少

し説明があったと思います。そのときに提示された金額と、今回示された金額の確認になりますけど、その増額の理由とかですね、その当時想定していたものからどういう理由で増えたのかというところをお聞きしたいと思います。

○神谷議長

高山事務局長。

○高山事務局長

今議員が言われました平成30年5月7日の宗像市の議員連絡会の中で、前処理施設が基本的には書いてあるんですが、最後のほうに、浄化センターの解体費用としまして3億から4億という記載がございます。それにつきましては、今回お配りしている資料で、解体工事費、浄化センター解体というものが約6億で上がっているかと思います。その3億から4億につきましては、当時、宗像市が試算した解体工事費でございます。その中の欄を見ていただきますと、浄化センターの解体につきまして、新たにアスベスト処理工事が約2億程度あるかと思います。その差し引きをしますと、大体4億ということでございますので、宗像市では、おそらくこの浄化センター本体のみを解体したときの事業費が出ていたと思います。13億円まで増えている理由というのは、2から6の部分が増えた状況でございます。先ほど豊福課長のほうからも説明がありましたように、過去に場内焼却施設において発生汚泥を焼却していたことがあるため、ダイオキシン対策を講じる必要が生じております。さらに、令和2年6月の大気汚染防止法改正により、令和3年4月から石綿飛散防止対策が段階的に強化されておるところでございます。法に基づくアスベスト対策が必要となったこと、さらに地元や構成市との協議において、当初見込んでいなかった附帯工事等が必要になったことから、今回増額となっておるところでございます。

○神谷議長

上野議員。

○上野議員

ありがとうございました。2回目ですけども、それで今回提示していただいた予算額の適正さというかですね、例えば見積りについて、物価高騰の部分も考慮されたという話だったんですけど、今後、債務負担中に再度ということがあり得たりしないのかという点も含めてですね、適正な見積りの手続をどうされたのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○神谷議長

高山事務局長。

○高山事務局長

今回の工事費の計上につきましては、過去に一般廃棄物の処理解体の工事を実施したことがある6業者から見積りを徴取しております。その6業者の平均直下の見積りの直接工事費に対しまして、国土交通省が定める諸経費を加算し、工事費を算出しておりますところでございます。コンサル等とも協議しながら、先ほど言われたように、物価上昇ということもございますので、そういったことを配慮しまして、可能な限り予算の枠の中で事業発注をしたいと思っています。

先ほど概要のところで説明がありましたけども、本工事は性能発注方式ということで、実現を求める要件を規定した発注仕様に基づき、見積書の徴収、査定による予定価格を作成した上で、設計と施工を一括発注する方式でございますので、これ以上の金額の増減、変更契約は行わないということにしております。

○神谷議長

上野議員。

○上野議員

最後3回目です。もしかしたら、直接この解体工事と重ならないかもしれませんけども、グラウンドや桜公園は、市民の利用や団体の利用とかが一定数あるんじゃないかなと思います。この部分に関して言えば、利用されている団体さんとの協議とか同意とかですね、その辺どうされているのかということと、着工して以降、どういう形でフォローというかカバーというか、その辺り、もし考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○神谷議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

まず桜公園に関しては、地元と構成市と協議を行いました。実際に公園として残すのであれば、宗像市の維持管理課が管理することとなりますが、地元としても、使っている人がいないということでありましたので、今回に関しては、フェンスで囲って、侵入防止をしたいと考えております。グラウンドにつきましては、グラウンドの利用者の方々にご理解をいただきしております、工事期間中に関しては、建築廃材の仮置きおよび埋め戻し土の仮置場所としてグラウンドは使う予定にしております。工事が完了しましたら、グラウンドとして再度開放する形にしております。これはあくまでも、跡地利用が決まるまでの暫定措置だと考えております。

○神谷議長

他にございませんか。石松議員。

○石松議員

私は3点ほど、まとめて質問をさせていただきたいと思います。まず1点目は、先ほど担当課長さんの方からは、今回の契約は設計から工事までの性能発注方式による契約ということを言われました。この性能発注方式とは一体どういったものなのか、少し分かりやすく説明いただきたいことが一つ。

二つ目は、13億円強の案件ですから、恐らくこれは建設業のAランクの事業者が条件になるかと思いますけども、入札のやり方についてどういう形でされるのかが、二つ目。

三つ目は、そうなりますと、恐らく地場企業さんはほとんどBランク、一般土木の事業者さんはBランクCランクですから、恐らく全然手を挙げることも出来ないし、ただ状況を見るだけだという形なんですけれども、地元宗像市福津市でこのような案件はあまりないかと思うんですけども、私はやっぱり地場企業育成という観点から考えても、地元企業さんにも、何らかの形で仕事を与えるというのは、やっぱり発注者側の一つの義務ではないかなと思っております。それをどのような形で実現させていくのか、よくある話では、ジョイントベンチャーを組んでいただいて競争していただくとか、または下請けとして、何%という比率を加味して、いわゆる下請要件の中で提示してもらうとか、いろんな形があろうかと思いますけども、どのような形で考えてらっしゃるのか、以上3点についてお伺いいたします。

○神谷議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

まず、性能発注の方式なんですけども、通常設計業務というのは、公共の歩掛がありまして、そこに数量を掛けて設計額を出しますが、数量が不確定な場合や、こういう機能が欲しいという文面で発注するときは、性能発注といいまして、まず、仕様書の文面で、「こういう性能を發揮するように設計してください」という形で、業者のほうが設計から施工まで行います。このため、各業者で設計の考え方、施工のやり方、それぞれまちまちなところがあります。このため、6社から見積りをとって、平均直下で工事費を算定しているところであります。性能発注でございますので、基本的には、工事費の増額というのを認められないこととなっております。

続きまして、今回のAランクの業者ということなんですけども、今回はし尿処理センターでございますので、一般廃棄物の処理施設等そういう形の施工実績を求めた、制限付きの一般競争入札で考えております。

また、JVに関してなんですけども、今回性能発注という形をとりましたので、仮に、今回工事を発注した後に費用が増額になった場合、JVで組みますと、大手のAランクの企業、それと地元の土木業者が、出資割合に応じて、仮に赤字が出た場合、その赤字を負担することになります。私どもも考えましたけども、仮にそういう形になった場合は、地場業者の方に負担がかかりますので、今回はAランクの大手企業にお任せして、その下請業者として、業務を行っていただいたほうが、仮に赤字補てんになったときに、地場業者に影響が出ないということをコンサルから言われました。それも踏まえて、今回はJVではなく、Aランクのし尿処理施設や一般廃棄物処理施設の解体事業を行った業者という形で実施したいと考えております。

○神谷議長

石松議員。

○石松議員

ありがとうございました。2回目の質問をしますけれども、今課長さんの方からは、参考見積りといいましょうか、いわゆる施工実績のあるAランクの事業者さん6社から見積りをとっていただき、今回こういう形で、いわゆる費用を大体ある程度出したということですね。今回、制限付きの一般競争入札をやることですけれども、このときには、今6社から参考見積りを出していただいたと思うんですけども、その6社についても、この入札に参加することは可能なのかどうかがまず一つ。

二つ目はですね、地元企業の発注についての話もありました。結論から言うと、ジョイントベンチャーでは地元企業さんの負担が大きいと。仮の赤字になったときの話ですね。それもよく分かります。しかしながら、そのAランクの業者さんにお任せしたいというお話がありましたけども、それでは地場企業さんをどの程度使うという歯止めがかかってないかと私は思います。ですから、やっぱり本当に地場企業さんを活用していただきたいということであれば、どの業者さんとかいう形もありますけれども、少なくとも何%程度は、仕事としてAランクの業者さんに要請するという、発注仕様の中にスペックインをしていただいてですね、そういう形できちっと明示をする、そうしますと、落札した業者さんとしては、それは従わざるを得ませんから。それが10%なのか10%相当なのかは分かりませんけれども。そういうところまで、やっぱりある程度細かく配慮するということが、私は地場企業さんへの配慮になろうかと思うんですね。その2点についてお伺いをいたしたいと思います。

○神谷議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

まず、入札参加要件でございますけども、この見積りを出した6業者も含めて、参加資格はあると考えております。

続きまして、地場業者を仕様書の中に何十%かという形で記載出来ないかということなんですねけども、仮に仕様書の中に、%を書いてしまいますと、JVと同じような形になるのではないかと少し危惧しております。そのため、私どもでは、可能な限り組合圏内の業者を下請に最優先に選択すること、今回の工事に必要となる資機材等についても、組合圏内の業者に発注するように努めるよう記載をしております。これは、今年のうちに施工管理計画等出てきますので、その中できちっと管理をして、地元業者にお願いしたいと思っております。

○神谷議長

他にございませんか。安部議員。

○安部議員

先ほど、赤字になる可能性があつて、そのときに地元の企業に対してですね、デメリットがあるということをコンサルのほうからアドバイスがあったということなんですね、それを言うと全ての公共事業にそういうことが言えると思うんですが、このし尿処理の解体においてそこを優先させた、重きを置いたことについてご説明をいただきたいと思います。

○神谷議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

まずJVの場合は、出資金で出資割合が出来ます。仮に、赤字が出た場合は、その出資割合に応じて赤字を補填することになります。今回大手業者にお任せして、その下請けという形になりますと、その下請契約書がありますよね、その金額は必ずもらえることになりますので、仮に、元請業者が赤字になつても、下請契約ありますので、その契約書に基づいて赤字になつことはないと考えております。

○神谷議長

安部議員。

○安部議員

質問の角度を変えたいんですけど、各自治体が行う小中学校の改修工事等もですね、JVを行つていますよね。そのJVにおいて、赤字が出るから下請工事契約の方がいいというふうな判断であれば、JV工事というのはなくなるはずなんですが、今回はこのJVにはしなかつたということですね。そこについて、なぜ今回はそういう判断にしたのかについて、判断するにあたつて重きを置いたポイントについて、説明いただきたいと思うのですが。

○神谷議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

今回は性能発注でございますので、仮に工事に着手したときに、性能発注の場合は、今までの図

面とかを業者にお渡しして、これで見積りをお願いします。独自の設計書で設計をして、どれくらいの金額になるか出してくださいという形にしております。通常は、数量等がはっきりしていれば、普通の JV なり、その辺りで仮に数量が変わったときに増工にして、赤字補てんじゃないですけども、増工になった分は増額契約していく形になりますけども、今回の性能発注は、こういう形に戻しながらという性能発注で、この図面の中で、全部自分たちで設計し、金額を出してやりなさいという形をとっていますので、仮にその業者が見積りを出して施工に入った場合、思わぬものが出てきた場合、これはもうお宅に設計をお願いしていますから、この分は認められませんよという形で、その業者がかぶるような形になりますので、その点その学校の建築とか、そこら辺と性質が変わっております。

○神谷議長

安部議員。

○安部議員

ありがとうございました。最後に性能発注にした理由だけお願いします。

○神谷議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

性能発注にした理由は、まず数量が不確定であること。実際、ダイオキシンなりアスベストなりが、どれだけ含有されているのか、どこにあるのか、処理槽の中にもありますので、そこは業者の設計による算定という形になります。これが、すでに数量が明らかであれば、普通の設計をするんですけども。または、こういう処理費の歩掛があれば、その数量と歩掛をかけて金額は出せるんですけども。今回そういうのがございませんので、性能発注という形でとらせていただいております。

○神谷議長

他にございませんか。石松議員。

○石松議員

アスベスト問題なんですけれども、先ほど上野議員のほうからも、宗像市の議員連絡会議で、平成 30 年 6 月 7 日に説明があったとのことですが、私が聞いてる情報では、既にそれよりも以前にですね、アスベストはもう除去したと聞いておりました。それが、まず残っておるのが煙突の部分だけはまだ処理していなかったということだけを聞いてましたけど、この数字を見ますと、約 2 億 4,000 万円ですね。約 2 億 4,000 万円ほどがこのアスベスト関係の処理と伸びも含めて、この 5 年間の中で、どのタイミングで、どういった法律等の規定が強くなって、こういう形でやらないといけないような形になったのか。その点についてお伺いしたい。

○神谷議長

大峰施設係長。

○大峰施設係長

アスベスト対策の今までの変遷ですけれども、令和 2 年 6 月に大気汚染防止法の一部を改正する法律が公布されまして、先ほど経営施設課長の方からも説明がありましたけれども、令和 3 年 4 月から段階的に、石綿飛散防止対策が強化されるということになっております。実際に具体的にどのような

に変わったのかと申し上げますと、令和3年4月1日からは、従来、規制対象とされていました吹きつけ石綿、いわゆるレベル1建材というものと、石綿含有断熱材、いわゆるレベル2建材のその2種類だけが規制の対象になっていたんですけれども、この時点で、石綿含有成形板、いわゆるレベル3建材に対しても規制の対象になったというところが、まず一つ大きな理由かと思っております。

それから、2回目の段階としまして、令和4年4月1日に、また変わったんですけれども、一定規模以上の解体等工事に対しては、事前調査の結果を都道府県に報告しなければならないという義務化になったということ。その二つの要因が、今回、大きく工事費が上がった理由なのかなというふうに考えておるところです。

今度、令和5年10月1日ですけれども、さらにまた変わりまして、令和5年10月1日以降に着手する工事に関しては、有資格者による事前調査の義務化ということになりましたので、そのような形で段階的に制度が厳しくなっていたというところでございます。

○神谷議長

他にございませんか。戸田議員。

○戸田議員

8番戸田です。先ほどのやりとりの中でですね、アスベストも実際にやってみないと、どのくらい入っているかわからないという言い方に受け止めたんですよ。一応、見積りで金額を算出して出していますけど、つまり、この金額が出た一定の基準がないと、やってみたらこれ以上たくさん使って、お金がかかるかもしれませんと。そうなったら、赤字の部分が出ると。それは受けたところに見てもらうと。逆もあると思うんですよね。だからこの辺、この金額を出した一定の標準的な、これに基づいてこの金額を算出しましたと。何かそれがないと、よくみえないんですね。そこについてちょっとお伺いします。

○神谷議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

見積り依頼の発注書、仕様書の中でですね、各建物の塗装とか外壁材の資料を出しております。その面積については、その設計業者が面積を割り出しますので、数値的な違いは、設計業者の責任になると思っております。その中で、仮にアスベストの含有が懸念されているというのは、資料として出しておりますので、建屋の解体とかですね、そこら辺で大きな数量の変更という形で増工になって赤字になるということはないと考えております。

○神谷議長

戸田議員。

○戸田議員

業者にしてみたら、こちらからいろいろ写真とかを提供していると思うので、業者のほうも経験的に大体このぐらいという、一般的なアスベストの使用量等に基づいて、業者なりに面積を掛け出している金額と、それはそれとして、一定の根拠となる目安はあるんだという理解でいいですかね。

○神谷議長

豊福経営施設課長。

○豊福経営施設課長

図面で面積とかは分かりますので、一定の根拠にはなると思います。その当時のどういった建材を使っているかというのは、その当時の図面に載っておりますので、それである程度金額を算定できると考えております。

○神谷議長

他にございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、第 20 号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第 20 号議案は原案のとおり可決されました。

なお、先ほどの 20 号議案の参考資料を、ただいまより回収させていただきますのでご了解ください。

日程第 8 第 21 号議案「財産の取得について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第 21 号議案をご説明いたします。議案書の 21 ページをお開きください。

第 21 号議案財産の取得について、次のとおり財産を取得するものとする。令和 5 年 7 月 24 日 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁

1、取得する財産の種類 高規格救急自動車 1 台、高規格救急自動車積載資機材一式

2、取得価格 3,399 万 8,150 円 うち消費税及び地方消費税の額 308 万 5,960 円

3、契約の相手方 福岡市博多区半道橋 1 丁目 9 番 10 号 日産自動車販売株式会社福岡支社 支社長 高橋康祐

提案理由でございます。

宗像消防署赤間出張所に配置する高規格救急自動車 1 台及び高規格救急自動車積載資器材一式を購入するため、令和 5 年 6 月 29 日随意契約により契約の相手方を定めましたが、その相手方と物品売買契約を締結するに当たり、宗像地区事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成 19 年宗像地区事務組合条例第 29 号）第 3 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、契約までの経緯を説明させていただきます。本件は、宗像地区内の個人の方からの

指定寄附金を受けて、高規格救急自動車及び積載資器材を取得しようとするものでございます。寄附者は、当初、物品での寄附を想定しており、納入業者と話を進めて、金額等も確定されていました。最終的には、早急に寄附行為を完了したいとのことであったため、物納から現金での寄附に変更されました。今回の契約先である日産自動車販売株式会社福岡支社では、既に契約車両及び積載資器材の手配を進めていたため、契約の相手方は寄附者の意向に沿った1者に限定しました。なお、納入期限は令和5年10月31日としております。

高規格救急自動車の概要につきましては、消防長からご説明いたします。

○神谷議長

牧消防長。

○牧消防長

別紙「21号議案の関係資料」をご覧ください。

今回の寄附を受けまして、傷病者等を医療機関へ搬送する高規格救急自動車と、救急救命処置で使用する積載資器材を購入させていただくことになりました。資料の写真の左側が高規格救急自動車で、右側が積載資器材のイメージ写真でございます。

取得する高規格救急自動車のベースは、4輪駆動の日産キャラバンで、自動ブレーキなどの機能を備えております。また、積載資器材には、自動心臓マッサージ器や患者監視装置などが含まれております。

最後に、契約額の内訳についてですが、高規格救急自動車が税込みで2,177万1,860円、積載資器材が税込みで1,217万3,700円、税金保険関係の非課税分が5万2,590円となっております。

以上で、21号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、第21号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第21号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9 第22号議案「宗像地区事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求める。高山事務局長。

○高山事務局長

第 22 号議案をご説明いたします。議案書の 22 ページをお開きください。

第 22 号議案 宗像地区事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について

上記の条例案を次のとおり提出する。令和 5 年 7 月 24 日 宗像地区事務組合 組合長 原崎智仁
提案理由でございます。

令和 5 年 2 月 21 日付け、消防予第 59 号により、急速充電設備について全出力の上限を撤廃するとともに、火災予防上必要な措置の見直し及び喫煙等に関する規定の見直しが行われ、宗像地区事務組合火災予防条例の一部を改正する必要が生じたため、条例案を提出するものです。

それでは、主な改正点を新旧対照表でご説明させていただきます。22 ページの 4 をお開きください。

第 11 条の 2 についてでございます。従来は道路交通法により、自動車等と定義されておりましたが、今回の改正で、急速充電設備の充電対象を、「電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機、その他これらに類するもの」と定義が変更され、また、200 キロワットまでとしていた急速充電設備の全出力の上限が撤廃されたところでございます。

次に、第 11 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号でございます。改正案のアは、従来から規定されておりましたが、イが新設され、分離型の充電ポストは建築物から 3 メートル以上の距離を保つことなく設置でき、さらに構造にあっては、不燃材料を使用しなくてもよくなりました。

次のページ、22-5 をお開きください。

第 11 条の 2 第 1 項第 11 号は、緊急停止装置についての記載でございます。改正案のとおり、緊急停止装置は、利用者が発煙、発熱等の異常を認めた場合、速やかに操作できる箇所に停止装置を設置することになります。

次に、第 11 条の 2 第 1 項第 17 号については、改正案のとおり、急速充電装置の分離型の内部に蓄電池を内蔵しないことが規定されています。22 ページの 6 と 7 をご参照ください。

第 23 条第 3 項でございますが、従来は喫煙等の標識については、22-8 ページの別表などで記載されておりましたが、火災予防条例内での図表表記が削除されたところでございます。

続きまして、22 ページの 7、同条第 4 項において、新たに条文として、国際標準化機構の標識を使用することになったところでございます。喫煙場所等での標識表示の変更はございません。

以上で、第 22 号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○神谷議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので質疑を終結いたします。

次に、本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、第 22 号議案について採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の

起立を求めます。

(全員起立)

○神谷議長

全員賛成であります。従いまして、第 22 号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本会議中、誤読などによる字句数字等の整理訂正につきましては、会議規則第 42 条の規定により、議長に委任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(なしの声)

○神谷議長

異議なしと認めます。

よって、字句数字等の整理訂正は議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本会議に付議されました案件の審査は全て終了しました。

これをもちまして、令和 5 年第 3 回臨時会を閉会いたします。